岩倉市規則第40号

岩倉市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩倉市市民参加条例(平成28年岩倉市条例第2号。 以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

- 第2条 条例及び次条の規定による公表は、次に掲げる方法のうちから2 以上の方法により行うものとする。
 - (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での 閲覧又は配布
 - (2) 広報への掲載
 - (3) ホームページへの掲載
 - (4) その他市長が必要と認める方法

(対象外理由の公表)

- 第3条 執行機関は、条例第6条第2項の規定により市民参加の手続の対象としないこととしたものについては、その理由を公表するものとする。 (市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表事項)
- 第4条 条例第8条第1項に規定する年度当初に公表する市民参加の手続の実施予定には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 市民参加の手続の対象事案とその概要
 - (2) 市民参加の手続の方法
 - (3) 市民参加の手続の実施時期
 - (4) 対象事案を所管する課等
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第8条第3項に規定する市民参加の手続の実施状況には、前項に 掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 市民参加の手続への参加者数
 - (2) その他市長が必要と認める事項

(会議等の事前公表の時期)

第5条 条例に規定する審議会等の会議、意見交換会、市民公聴会及び市

民討議会を開催しようとするときの公表は、原則として開催する日の2 週間前までに行うものとする。

(傍聴の手続等)

- 第6条 条例第10条第2項に規定する審議会等の会議の傍聴の手続は、 次のとおりとする。
 - (1) 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、会議の当日に先着順で 受け付けるものとする。
 - (2) 傍聴人は、受付において氏名及び住所を記入の上、係員の指示に従うものとする。
- 2 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 私語又は議事への批判、発言及び賛否を表明すること。
 - (2) みだりに傍聴席を離れること。
 - (3) 許可を得ずに写真撮影、録画、録音等を行うこと。
 - (4) その他会議の妨げになる行為をすること。
- 3 会議の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴人に退 席を命ずることができる。
- 4 会議の長は、傍聴人に対して非公開情報を除く会議資料を貸与するものとする。
- 5 傍聴人は、会議が終了したときは、前項の会議資料を返却しなければ ならない。

(市民公聴会の公述人)

- 第7条 条例第14条第1項の規定による申出は、公述申出書(様式第1) により行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申出のあった者のうちから条例第14条第 3項の規定により公述人として決定したときは、その旨を公述人決定通 知書(様式第2)により通知するものとする。この場合において、公述 人としないことに決定した者があるときは、その旨を公述人としないこ との決定通知書(様式第3)により通知するものとする。

(市民討議会の参加者)

- 第8条 条例第15条第1項の規定による執行機関からの参加の依頼は、 開催日時、開催場所、議題等を記載した文書により行うものとする。
- 2 前項の依頼を受けた者のうち、参加の意向のある者(以下「参加意向者」という。)は、市民討議会参加意向表明書(様式第4)を市長に提出

するものとする。

3 市長は、前項の参加意向者を参加者として決定し、文書により通知するものとする。この場合において、参加意向者が定員を超えたときは、 選考により参加者を決定し、その結果を文書により通知することができる。

(政策提案書等の提出等)

- 第9条 条例第18条第1項の規定により政策提案を行おうとする市民は、 政策提案書(様式第5)及び政策提案者署名簿(様式第6。以下「署名 簿」という。)に関係書類を添えて市長に提出するものとする。
- 2 条例第18条第1項に規定する連署は、署名簿に次に掲げる事項を記載 することにより行うものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 市内に通勤する者が署名する場合には、勤務先の名称
 - (4) 市内に通学する者が署名する場合には、通学している学校の名称
 - (5) 市内で事業又は活動を行う者が署名する場合には、当該事業又は活動
- 3 条例第18条第3項の規定による検討の結果等は、政策提案検討結果 通知書(様式第7)により通知するものとする。

(市民委員登録の方法等)

- 第10条 条例第19条の規定による市民委員の登録は、無作為抽出により行うアンケート等を利用して募集する方法等により行うものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、自ら市民委員としての登録を受けようとする 者は、市民委員登録申込書(様式第8)を市長に提出することにより、 登録を受けることができる。
- 3 市長は、市民委員として登録したときは、当該登録をした者(以下「登録者」という。)に対して市民委員登録通知書(様式第9)により通知するものとする。
- 4 登録者は、登録内容に変更があったときは、市長に届け出るものとする。
- 5 市民委員登録の登録期間は、登録した日の属する年度の翌々年度の6 月末日までとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公述申出書

年 月 日

岩倉市長 殿

申出者住所

氏名

年月日付けで公表された次の対象事項に対して、岩倉市市民参加条例第14条第1項の規定に基づき市民公聴会で意見を述べることを申し出ます。

対象事項	
対象事項に対する賛否	賛成 · 反対
賛否の理由	

公述人決定通知書

第 号

年 月 日

様

岩倉市長 印

年月日付けで申出のありましたことについて、岩倉市市民参加条例第14条第3項の規定により、次のとおり公述人に決定したので通知します。

対象事項	
対象事項に対する賛否	
公述人として出席する	
者の住所及び氏名	

様式第3 (第7条関係)

公述人としないことの決定通知書

第 号

年 月 日

様

岩倉市長印

年月日付けで申出のありましたことについて、次の対象事項に係る市民公聴会の公述人としないことに決定したので、岩倉市市民参加条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

対象事項		
7,1 2, 1, 7,		

市民討議会参加意向表明書

年 月 日

岩倉市長 殿

年 月 日付け第 号にて参加の依頼がありましたことについて、参 加の意向ですので、次のとおり提出します。

ふりがな 氏名	
氏名	
住所	
連絡先	
備考	

政策提案書

年 月 日

岩倉市長 殿

提案者(代表者)

住所

氏名

岩倉市市民参加条例第18条第1項の規定に基づき、次のとおり提案 します。

- 1 提案の名称
- 2 市政に関する現状の課題
- 3 提案の内容
- 4 予想される効果
- 5 政策の実施に要する費用及びその内訳
- 6 提案に至るまでの経緯 (議論の過程、活動状況等)
- 7 参考資料の名称
- 8 その他

政策提案者署名簿

年 月 日

政策提案の名称

	氏名	住所	市民の要件※	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

- 備考1 身体の障害等により自署ができない場合は、備考欄に代筆した者の氏名 及び住所並びに代筆の旨を記載してください。
 - 2 政策提案書とこの署名簿が一体となっていることを確認の上、署名して ください。
 - 3 ※欄は、市外居住者の場合のみ記載してください。

様式第7(第9条関係)

政策提案検討結果通知書

第 号

年 月 日

様

岩倉市長印

年 月 日付けで提出のありました政策提案について、岩倉市市民参加 条例第18条第3項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 政策提案の名称
- 2 検討結果及びその理由

市民委員登録申込書

年 月 日

岩倉市長 殿

岩倉市市民参加条例施行規則第10条第2項の規定に基づき、次のと おり提出します。

ふりがな	
氏名	
住所	
連絡先	
興味のある	
分野	
市政への意	
見	

備考 個人情報は、市民委員の登録及び選考以外の業務には使用しません。

市民委員登録通知書

第 号

年 月 日

様

岩倉市長

次のとおり審議会等の委員の候補者として登録しましたので通知します。

ふりがな	
氏名	
住所	
連絡先	
興味のある	
分野	
登録期間	

- 備考1 審議会等の委員への就任をお願いする場合は、改めて連絡します。
 - 2 登録内容に変更があるときは、届け出てください。